

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎決算特別委員会審査報告、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号 日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号までを議題といたします。

認定第1号から認定第10号までは、決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、佐藤孝義君。

〔決算特別委員会委員長 佐藤孝義君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 決算特別委員会審査報告を行います。

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に予算執行がされたか、その執行によって最大限の効果が発揮できたかを主眼にして審査した。

1、認定第1号 令和2年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。①現在、町の観光行政の中枢を担う、第3セクターで運営している株式会社津ただみ振興公社、株式会社季の郷湯ら里、一般社団法人只見町観光まちづくり協会等があり、町はそれぞれに指定管理料や補助金等で多額の財政支援をしてきたが、コロナ禍でもあり、各社の経営状態の改善が見られないのが現状である。今後も、JR只見線の再開通や、国道289号八十里越え峠の開通を見据えた、駅前賑わい事業や、道の駅建設事業も計画されている。これらも含めた町の観光行政が同じ方向に向くように、人員配置も含め、できる限り一体化した機構改革を進め、有効な財政執行に努められたい。②令和2年度当初予算に計上されていた、重要な事業

や各種イベント等が、新型コロナ感染対策により、大幅な減額や中止になったケースが多く見受けられた。未実施の中には、極めて大事な事業もあり、ウィズコロナを見据えた振興策及び経済対策を早急に検討されたい。③各款・項・目に多額の外部への補助金、委託料が計上されているが、行政主要施策報告書や事務実績報告書の中での効果の検証が不十分と考える。数値化できるものは数値化し、できないものは目標設定と実績の対比等、検証の仕方を検討され、後年度の予算編成に活かされたい。

次ページ。

2、認定第2号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

3、認定第3号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

4、認定第4号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

5、認定第5号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

6、認定第6号 令和2年度只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

7、認定第7号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

8、認定第8号 令和2年度只見町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

9、認定第9号 令和2年度只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

10、認定第10号 令和2年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） それでは、認定1号から採決を行います。

認定第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第2号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

国民健康保険事業特別会計につきましては、令和2年度の予算審議の中でも私は反対いたしました。その中身は、国民健康保険税が高額になってきているということが、その最大の理由であります。今度の決算見ましても、療養費給付費が少なくなって、その分は広域化の

下で県の交付金も減ると、収入・支出とも減っていると見受けられます。広域化によって町の運用が大幅に規制されるといっても、言わざるを得ない状況にあるのではないかと思います。そういう点では、国民健康保険税、当初賦課され、それはそのまま執行されてまいります。そして同時に、県への納付金もこれも変わっておりません。そういう点では町の調整幅が広域化によってかなりの部分が規制されているというふうに見受けられます。そういう点で私は予算の時も、国民健康保険税について基金の活用も含めて軽減を図るべきだと言ってきておりました。この決算についても、そのまま執行されておりますので私は反対いたしません。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第2号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号について採決を行います。

まず質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

賛成討論ですか。反対討論ですか。

○ 8 番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） 反対討論。

それでは、まず原案に反対者の発言を許します。

8 番、山岸国夫君。

○ 8 番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

国民健康保険施設特別会計につきましては、私は予算の時にも、特に歯科の関係の職員の待遇。パートや会計年度任用職員ではなくて、やはり若い人が安心して只見町に住める体制を町が率先して進めるべきだということを主張してまいりました。この予算書は、まだパート、それから会計年度任用職員ということで限定的であります。

もう一つは、やはり受付窓口の対応についてであります。窓口の職員については、これは議論もされてまいりましたが、まだまだ委託という扱いになっておりますので、これも納得がまいりません。

もう一つは、町民から診療所を見た場合に、医師が二人になり、そしてまた看護師も十分補充されない下で、特に夜間の救急体制には大きな障害がもたされました。町民からとっては、大変な、やはり、時期だったというふうに思います。多くの方々も不安を抱えておられました。

そういう結果から、私はこの議案には反対であります。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから認定第 3 号 令和 2 年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第 3 号 令和 2 年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

反対討論ですか。賛成討論ですか。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） それでは、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

後期高齢者医療特別会計については、特に後期高齢者75歳以上の人を区切ったの制度にしたことにあります。これは国の制度でありますけれども、この制度そのものにも私は反対であります。受益者負担の下で、大きくお金が掛かれば、受益者に負担を多くする。こういう社会保障に馴染まない制度であるというふうに私は考えております。本来は国がもっと財政負担をして、国民の暮らし・命を守っていく。そのことが求められているわけですが、この制度はまったく逆行するものと言わざるを得ません。特に、診療所の会計を見ましても、やはり75歳以上の後期高齢者の診療所への掛かっている入院、それから外来診療。これも国保加入者、それからほかの協会健保など、共済組合などの加入者。それと比較しても、やはり多くなっているのが実態であります。ここには、やはり高齢になれば、一つの病気だけじゃなくて、複数の病気も出てきます。早期発見・早期治療という、健康診断も含めて確立されてきた日本の医療制度の中で、やはり高齢者が安心して、健康を維持しながら進めていくうえでも、安心して掛かれる医療制度。これが今求められているというふうに私は思っております。そういう意味では、国の制度も変えることが一番でありますけれども、これは国の制度でありますから町単独ではいきません。しかし、それが執行せざるを得ない状

況に町も置かれているという状況を踏まえましても、私はこの制度そのものに反対でありますので反対討論といたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第4号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

それではまず、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

介護保険事業については、令和2年度は第7期只見町の介護保険計画の最後の年でありました。この中では、特に介護保険料が、始まってから約2倍になっております。そういう点では収入が増えない下で介護保険料だけが増えてく。さらには、使おうとすれば1割の負担。そして同時に、ベッド料や食事料など、これは国の制度改革によって入所者の負担増、敷い

ては入所者を支える家族の負担が大きくなってきております。そういう点で、これも、先ほど言った後期高齢者や国民健康保険制度、それも含めてですが、全体としては国の社会保障制度の改革、国民に沿った改革が求められているわけでありましてけれども、この案件については、やはり介護保険料が当初より2倍になって、高額な負担が町民に強いられたということで私は反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第5号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第8号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第10号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は委員長報告のとおり認定されました。

委員長は自席にお戻りください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第64号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算(第3号)、同意第5号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて、同意第6号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて並びに同意第7号 只見町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4とし、

日程第11以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、同意第5号、同意第6号、同意第7号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第64号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、議案第64号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第64号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出それぞれ297万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,367万2,000円とするものでございます。

歳入歳出後の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

一枚おめくりください。第1表でございます。歳入、諸収入に297万円の増額でございます。

次ページ、歳出でございます。こちらは診療所費の総務費に297万円の増額ということでございます。

明細については、予算書の5ページ目をご覧ください。諸収入の1目、雑入に297万円を増額したいというものでございます。

6ページ目、歳出でございます。こちらについては診療所費、総務費の一般管理費、工事請負費に診療所の屋根修繕工事として297万円を増額したいということでございます。診療所建物の正面向かって左側の屋根の後ろ側なんですけれども、おそらく雪害と思われます

が、トタンが若干滑り落ちている状況になっています。ちょっと、屋根が非常に高いので、なかなかこう、目視することができないので、ドローンを使って、一応、場所を確認をしました。やはりあの、トタンが、若干なんですけども滑り落ちているということで、今後の雨漏り、あとは降雪によって、さらなるその途端の滑り落ちが懸念されるということで、早急に修繕工事を実施したいということで、今回の予算計上になっております。よろしくお願ひします。

○議長（大塚純一郎君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君）　こういった公共施設は、保険とか、そういったものは、これ、雪害であれば、そういったもの適用になると思うんですが、適用にはならないのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君）　朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君）　すみません。私の説明が漏れておりました。歳入の雑入につきましては保険対応ということで考えております。

○議長（大塚純一郎君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第64号　令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第2、同意第5号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、同意第5号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについてご説明いたします。

次の者を特別功労者として表彰したいので、只見町表彰条例第4条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字坂田字仮安平758番地。氏名、敬称を略します。目黒吉久。生年月日は記載のとおりでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、10番、齋藤邦夫君、11番、鈴木好行君を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

まず投票箱を点検します。

立会人は確認をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常ありませんか。

異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

齋藤邦夫君、鈴木好行君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票ゼロ。

有効投票のうち賛成10票。反対1票。

以上のとおりで賛成が多数です。

したがって、同意第5号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについては、
原案のとおり可決されました。

立会人は自席にお戻りください。



◎只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第3、同意第6号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについてを議題といたします。

この同意案件については、地方自治法第117条の規定により、3番、酒井右一君の退席を求めます。

〔3番 酒井右一君 退席〕

○議長（大塚純一郎君） 朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、同意第6号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについてご説明いたします。

次の者を特別功労者として表彰したいので、只見町表彰条例第4条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字福井字後田6番地。氏名、敬称は略させていただきます。酒井右一。生年月日は記載のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今の出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、佐藤孝義君、2番、酒井正吉郎君を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は確認をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常ありませんか。

〔「異常ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票をお願いします。

次に、4番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続いて、開票を行います。

佐藤孝義君、酒井正吉郎君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票なし。

有効投票のうち賛成10票。

以上のとおりで賛成が多数です。

したがって、同意第6号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについては、
原案のとおり可決されました。

立会人は自席にお戻りください。

酒井議員の復席を許可いたします。

〔3番 酒井右一君 入室〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第4、同意第7号 只見町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、続きまして、同意第7号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字長浜字居廻539番地。氏名、敬称を略させていただきます。吉津美都里。生年月日は記載のとおりでございます。現在、吉津さんにつきましては1期目を務めていただいております、2期目の選任の同意をお願いするものでございます。任期につきましては、お願いしたい期間が令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、酒井右一君、4番、菅家忠君を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検します。

立会人はお願いをいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票をお願いします。

次に、1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

酒井右一君、菅家忠君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。

有効投票のうち賛成11票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第7号 只見町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

立会人は自席にお戻りください。

議場の出入口を開きます。

〔議場開く〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出
の陳情について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程11、陳情3-9 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

ここでお諮りをいたします。

陳情3-9については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情3-9については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情3-9を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、陳情3-9については採択することに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君）　　ここでお諮りをいたします。

山岸国夫議員より、発議第4号　トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書（案）並びに発議第5号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財政の充実を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第5、追加日程第6として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　　ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号、発議第5号を日程に追加し、追加日程第5、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

資料を配付させます。

〔資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書(案)

○議長（大塚純一郎君）　　追加日程第5、発議第4号　トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8番、山岸国夫君。

〔8番　山岸国夫君　登壇〕

○8番（山岸国夫君）　　トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書（案）を提出いたします。

提案者、山岸国夫。賛成者、記載のとおり4名であります。

意見書（案）について提案いたします。

トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書（案）。

政府は、令和3年4月13日、

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第4号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第6、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、提案いたします。

提案者は、私、山岸国夫。賛成者は記載のとおり4名の議員であります。

意見書(案)を読み上げます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

○議長(大塚純一郎君) 説明省略の声がありましたが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長(大塚純一郎君) 続いて、日程第12、発委第11号 議員の派遣についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番(齋藤邦夫君) 発委第1号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

別紙を申し上げます。

議員の派遣について。本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。1、町村議会議員研修会。(1)目的、議会の活性化に資するため。(2)派遣の場所、福島市、とうほう・みんなの文化センター。(3)期間、令和3年10月20日、水曜の1日間。(4)派遣議員、只見町議会議員12名。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、9月第2回会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

9月第2回会議以降の活動及び各種行事・会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、ただ今、議長の許可をいただきましたので、令和3年只見町議会9月第2回会議を閉じられるにあたり一言ご挨拶申し上げます。

9月第2回会議につきましては、9月8日から本日17日まで10日間という長きにわたりまして慎重審議を賜りまして誠にありがとうございました。

まずあの、一般質問でいただきました8名の方々からご質問をいただきました。それぞれ観光の将来への展望であったり、職員の、会計年度職員等含む介護職員などの人材、待遇改善の問題、人口減少や様々、コロナウイルスのイベントの対応等々、また、未来をつくる世代であったり福祉政策、高齢化が進む中での福祉政策をどうあるべきかというご提言をいただきました。また、日頃の、日常の我々の仕事だけでは十分と知り得ない事柄も具体的にご懸念も含めてご教授いただきまして誠にありがとうございました。本日も、この第2回会議が終わった後で、庁議構成員で早速、会議を開催させていただきまして、それぞれの事柄につきましてしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の政策に反映させていただきたいというふうに思っております。

また、議案につきましても、新たに、只見みらいの人材育成奨学資金貸与条例を原案どおり可決していただきました。将来の只見町を担う人材の新たな制度でありますので、新たな条例が可決いただいたことは画期的なことであるというふうに受け止めさせていただいてお

ります。その他、条例の一部改正であったり、一般会計補正予算はじめ各特別会計の補正予算につきましても原案どおり可決いただきまして、これまたありがとうございました。

そしてあの、本日、決算認定にあたりまして、一般会計につきましては3点のご意見をいただきました。付して認定していただきました。特にあの、①番の観光行政につきましては、新たな第三セクターの取り組み、それぞれ一体化した機構改革を進め、有効な体制執行に努められたいというご意見をいただいております。予算審議の中でもご審議いただき、また、決算認定の中でご審議いただいたご意見は大変重いものというふうを受け止めております。また、②のウィズコロナを見据えた振興策や経済対策。また、③の補助金・委託料につきまして、やはりしっかりと検証していく。実績との対比等、そういったことも活かして後年度の予算編成に活かすべきだというご意見。まったくそのとおりであると思いますので、また心新たに、庁議構成員はじめ職員みんなでこの辺のところは受け止めて取り組みをさせていただきたいと思っております。

また、本日、人事案件につきまして、それぞれ全てご同意いただきまして誠にありがとうございました。

本当に長き、10日間という長い中ではございましたが、本当に我々が日頃の、日常の仕事の中では、先ほども申し上げましたが、十分想いが至らないところ、誠に恥ずかしい点がありますけれども、具体的な事例を通してご教授いただいたこと、本当に有難く思っております。

職員一同、本日、今回の9月第2回会議のご意見、ご質疑でいただいた事柄等を十分踏まえまして、来年度当初予算も、もっと早くできるものは12月補正予算、そういった中で議案、補正予算等、当初予算とかの中に反映させていただきたいと思っておりますので、これからもご指導・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これから益々、日が短くなりまして、もう涼しさを通り越して朝晩は寒いようなときがありますので、くれぐれもご自愛いただいて、ご健康に留意されまして益々ご活躍いただきたいと思っております。

これは町民の皆様も共に、皆様と共にご健勝をお願いして、私、今回、9月第2回会議を閉じられるにあたっての御礼の挨拶にさせていただきます。

誠にありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）　ここで、議長からも一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の9月第2回会議は通算10日間の長い日程でございましたが、議員各位のご協力によりまして予定しておりました日程を全て終了することができました。

また、決算特別委員会の審議については、いくつかの指摘事項もありましたが、当局の協力により十分審議を尽くすことができました。誠にありがとうございました。

当局におかれましては、監査委員や一般質問で出されました意見あるいは提言並びに決算特別委員会からありました意見等に特に留意をされ、町民が望む、町民のための事務事業の速やかな執行と町政進展に今後ともさらにご努力されますことをお願いをいたします。

議員各位におかれましては、秋の収穫時期を迎え忙しくなります。健康には十分留意をされご活躍いただきますことをお願いしご挨拶といたします。



◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君）　以上で、本9月第2回会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで只見町議会9月第2回会議を終了いたします。

ご苦労様でした。

（午前11時12分）

